

## 裁判官の人事評価の在り方に関する研究会報告書(抜粋)

### 3 評価基準(評価項目, 評価形式等)

審議会意見は、「評価基準については、例えば、事件処理能力、法律知識、指導能力、倫理性、柔軟性など、具体的かつ客観的な評価項目を明確に定めるとともに、これを公表すべきである。」としている。当研究会においては、裁判官に求められる資質・能力はどのようなものかという点から出発し、民間や公務部門での動向、諸外国の例等も参照しつつ、我が国の裁判官制度における具体的な評価基準の在り方について検討した。

.....

#### (1) あるべき裁判官像(裁判官に求められる資質・能力)

裁判官の人事評価の基準を考えるに当たっては、その前提として、あるべき裁判官像、あるいは裁判官に求められる資質・能力について検討する必要がある。

あるべき裁判官像については、様々な観点から論じられ得るものであり、実際に、審議会の審議の過程や裁判官による意見交換会等においても、多種多様な意見が出されたところである。このような問題について、当研究会において、唯一無二の内容を確定することは困難と言う他ない。そこで、ここでは、裁判官の人事評価の基準を検討する上で必要な範囲で、裁判官にはどのような資質・能力が求められるのかに関する基本的な考え方について、検討しておくこととする。

まず、裁判官の基本的な職責は、具体的な事件において、適正、迅速、公正妥当に、事実を認定し、法令を解釈・適用して、当該事件を解決することにある。したがって、裁判官には、事件処理能力、すなわち、具体的事件の各手続段階において、適正、迅速、公正妥当に判断を形成し得る資質・能力(法的判断能力)と、そのような判断に基づいて手続を適切に運営する能力(手続運営能力)が求められる。

また、裁判官は、独立してその職務を行うものであるが、他方で、裁判所職員等と協働して事件処理に当たること、職員等を指導すること、及び部の運営において必要な役割を果たすことを求められている。裁判官には、そのような組織運営能力も求められる。

ところで、審議会意見においては、倫理性、柔軟性が評価項目の例として挙げられ、審議会中間報告において紹介されている国民が求める裁判官像に関する意見も、裁判官としての人格的資質に関する要素に力点が置かれたものとなっている。裁判官の職務上の判断、行動が、裁判官個人の人格的資質と無関係なものではなく、これに支えられ影響されていることは否定し難い。特に、社会経済が複雑さを増し、裁判所に持ち込まれる事件の内容も複雑化、多様化、専門化する中で、裁判官が具体的な事件について適正に判断を形成していくためには、幅広い教養に支えられた視野の広さ、人間性に対する洞察力、社会事象に対する理解力等が求められる。また、裁判官として、良心や憲法、法律のみに従って毅然として職権を行使するためには、独立の気概や精神的勇氣等といった資質も重要である。さらに、裁判が国民に信頼されるためには、判断内容の正しさが重要であることは当然であるが、判断を行う裁判官の廉直さ、公平さ、寛容さ等も求められる。その他、勤勉さ、慎重さ、責任感、積極性など、裁判官の職務遂行との関連で一般的に求められる資質・能力もある。したがって、事件処理能力、組織運営能力といった裁判官としての執務能力に関する要素が基本となるが、それに加え、このような裁判官の人格的資質も、裁判官の職務遂行に関連するものである限り、評価項目とすることが考えられる。

裁判官の人事評価の基準、特に評価項目の内容を具体的に検討するに当たっては、以上のような裁判官に求められる資質・能力を前提にした考察が必要になる。

## (2) 評価基準の設定の在り方

(略)

## (3) 具体的な評価項目及び評価形式の在り方

……

### ア 基本方針

評価基準の設定の在り方(前記(2))において検討したところを踏まえると、評価項目及び評価形式の在り方としては、詳細な評価項目を設定してそれぞれについて段階式で評価するという方式ではなく、大きな評価項目について文章式で評価するという

方式を念頭に置き、そのような項目について評価する際の視点(考慮要素)を具体的に明らかにするという方向で検討するのが適当である。

なお、評価項目のうち、一部のものについて、文章式の評価に加えて段階式の評価を行うか否かについては、評価項目の内容を検討した上で、改めて検討することにする。

## イ 評価項目

評価項目については、あるべき裁判官像(裁判官に求められる資質・能力)(前記(1))において検討してきたところからすると、以下の項目が考えられる。

### 事件処理能力

- 法的判断能力(裁判手続における判断者としての資質・能力)  
具体的な事件について、それぞれの手続段階において適正、迅速、公正妥当に判断を形成し得る資質・能力  
文章式で評価する際の視点(考慮要素)としては、法的知識の正確性・充分性、法的問題についての理解力・分析力・整理力・応用力、事実整理(争点整理)能力、証拠を適切に評価する能力、法的判断を適切に表現する能力、合理的な期間内に調査等を遂げて判断を形成する能力等が挙げられる。
- 手続運営能力(裁判手続の主宰者としての手続運営能力)  
上記判断に基づいて、手続を適切に運営する能力  
文章式で評価する際の視点(考慮要素)としては、法廷等における弁論等の指揮能力、当事者との意思疎通能力、和解等における説得能力、合理的な期間内に手続を進行させる能力、担当事件全般を円滑に進行させる能力等が挙げられる。

### 組織運営能力

職員に対する指導、部の運営その他について、事件処理及び司法行政の両面において必要とされる資質・能力

文章式で評価する際の視点(考慮要素)としては、評価対象者の職務内容等に応じ

て、部の運営等司法行政面での創意・工夫、職員に対する指導能力、職員・裁判官等への対応の適否等が挙げられる。

#### 一般的資質・能力

職務との関連で求められる裁判官としての一般的資質・能力

文章式で評価する際の視点(考慮要素)としては、裁判官に求められる識見に関し、幅広い教養に支えられた視野の広さ、人間性に対する洞察力、社会事象に対する理解力等が、人物・性格面に関し、廉直さ、公平さ、寛容さ、勤勉さ、忍耐力、自制心、決断力、慎重さ、注意深さ、思考の柔軟性、独立の気概、精神的勇氣、責任感、協調性、積極性等が挙げられる。

審議会意見において例示されていた「倫理性」は、上記の廉直さ、公平さ、自制心、責任感といった考慮要素に含めて考えることができる。また、同様に例示されていた「柔軟性」は、その内容を明確にするために、「思考の柔軟性」という表現で考慮要素に取り入れた。

#### その他

評価項目自体ではないが、健康面で特記すべき事柄があれば、評価書面にそれを記載する取扱いとするのが適当である。その他、この欄には、例えば、裁判所内の各種研究会・委員会での活動、裁判所の理解を得るための広報活動、法律分野の論文の執筆等の、評価に当たって参考となる事項等を記載することが考えられる。

### ウ 文章式評価における評価項目と評価の視点(考慮要素)

文章式で評価する際には、各評価項目について、評価の視点(考慮要素)を踏まえ、評価対象者が備えている資質・能力が具体的に明らかになるように記載するものとする。その記載に当たっては、一般に、評価の視点のすべてにわたり記載することは必ずしも要求されないが、中でも、「一般的資質・能力」については、特徴的な事項を記載することで足りるものとする。なお、制度化するに当たっては、評価項目のみならず、評価の視点(考慮要素)についても、明確にしておくことが相当である。

.....